

事 務 連 絡
平成28年 4月1日

(公社)岡山県医師会 }
(一社)岡山県病院協会 } 御中

岡山県保健福祉部健康推進課

「日本脳炎ワクチン接種に関するQ&A」更新等について

このことについて、厚生労働省健康局健康課から別添のとおり事務連絡がありましたので御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は、「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」にてご覧になれます。

○送付書類

- ・「日本脳炎ワクチン接種に関するQ&A」更新について
平成28年3月31日付け 厚生労働省健康局健康課 事務連絡
- ・高齢者向け肺炎球菌ワクチンリーフレット 28年版

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

保健福祉部健康推進課感染症対策班 芦田 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel. 086-226-7331 Fax. 086-225-7283

事務連絡
平成28年3月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

「日本脳炎ワクチン接種に関するQ & A」更新について

標記について、別添のとおり更新しましたので、貴管内市区町村及び接種医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

日本脳炎ワクチン接種に関するQ & A

(平成 28 年 3 月改訂版)

Q 1 日本脳炎とは、どのような病気ですか？

日本脳炎ウイルスの感染によって起こる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患で、東アジア・南アジアにかけて広く分布しています。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田などに発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。

Q 2 日本脳炎の症状はどのようなものですか？

日本脳炎はウイルスに感染しても症状が現れずに経過する場合（不顕性感染）がほとんどですが、発症した場合 20～40%が死亡に至る病気です（過去には、100 人から 1000 人の感染者の中で 1 人が発病するとの報告されています）。

症状が出る場合、6～16 日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などが現れ、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれんなどの中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。

詳しい情報はこちら

[国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ（日本脳炎とは）](#)

Q 3 日本脳炎は、国内でどのくらい発生していますか？また、どのような地域に発生していますか。

昭和 50 年代～平成 3 年までは 50 人を超える発生があった年もありましたが、平成 4 年以降の報告患者は年間 10 人以下です。平成 26 年は 2 人の報告がありました。大部分は九州・沖縄地方と中国・四国地方で発生しており、北海道（0 人）、東北（0 人）、関東（1 人）地方における報告は非常にまれです。

年	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
報告患者数(人)	4	9	2	9	2

(国立感染症研究所「感染症発生動向調査」より)

詳しい情報はこちら

[国立感染症研究所のホームページ（患者数の推移）](#)

詳しい推定感染地域に関する地域別の情報

[国立感染症研究所のホームページ（日本脳炎Q&A第4版 Q2）](#)

Q 4 日本脳炎にかからないために、どのようなことに注意すればいいですか？

予防の中心は、ウイルスを持つ蚊（コダカアカイエカ）の対策とワクチンの接種になります。

一般に日本脳炎の感染リスクは、農村部で高く、都市部で低いと考えられます。しかし、コガタアカイエカは活動範囲が広いため、都市部であっても日本脳炎に感染するリスクはゼロではありません。

コガタアカイエカは日没後に活動が活発になるとされています。以下の点に注意して、ウイルスを持った蚊に刺されない工夫が必要です。

- ・ 夏季、なるべく夜間の外出を控える
- ・ 戸外へ出かける必要があるときは、できる限り長袖・長ズボンを身につける
- ・ 露出している皮膚（ひふ）へ虫除けスプレーなどを使用する
- ・ 蚊が屋内に侵入しないように網戸を使用する
- ・ 夜間の窓や戸の開閉を少なくする
- ・ 蚊帳を利用する

また、日本脳炎ワクチンを接種することで、罹患（りかん）リスクを75～95%減らすことができると報告されています。

蚊に関する詳しい情報

[国立感染症研究所昆虫医科学部のホームページ](#)

ウイルスに関する詳しい情報

[国立感染症研究所のホームページ（日本脳炎とは「病原体」）](#)

Q 5 日本脳炎ワクチンとは、どんなワクチンですか？

日本脳炎ワクチンは、接種することで日本脳炎の罹患（りかん）リスクを減らす効果がある不活化ワクチンです。

現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、日本脳炎ウイルスをVero細胞（アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞）で増殖させて、得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染性を失くすこと）して製造されています。このワクチンは、平成21年6月2日以降、定期の第1期予防接種にのみ使用可能とされてきましたが、平成22年8月27日以降は第2期の予防接種にも使用可能となりました。

なお、過去に使用されていたマウス脳由来の日本脳炎ワクチンは、既に流通しておらず、定期接種にも用いられていません。

Q 6 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、いつから使用されているのですか？

現在、国内で製造販売され、使用されているワクチンは2種類あります。

- ・「ジェービックV」

平成21年2月23日付けで薬事法上の承認を受け、平成21年6月2日から供給が開始されています。

- ・「エンセバック皮下注用」

平成23年1月17日付けで薬事承認を受け、平成23年4月から供給が開始されています。

Q 7 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを接種することによって、どのような副反応が起きますか？

生後6カ月以上90カ月（7歳半）未満の小児で、以下の副反応が認められたとされています。主なものは発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑や腫れ発疹などで、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられています。なお、ごくまれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。（「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」の添付文書より）

また、厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会ではワクチン接種後の副反応報告について、定期的に審議しています。

ワクチンの安全性に関する詳しい情報

[厚生労働省のホームページ（厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 副反応検討会）](#)

Q 8 ADEM（アデム、急性散在性脳脊髄炎）とは、どんな病気ですか？

ADEM（アデム、急性散在性脳脊髄炎）とは、ワクチン接種後に、まれに発症することがあるといわれる脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状が現れます。ステロイド剤などの治療によって多くの患者さんは後遺症を残すことなく回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

しかし、ワクチン接種後以外にも、麻疹（はしか）、水痘（みずぼうそう）、ムンプス（おたふくかぜ）、インフルエンザなどのウイルスや、マイコプラズマなどの病原体感染の後に起こることもあるといわれています。また、きっかけと思われる感染症やワクチンがなく発症した原因不明のADEMも報告されています。国内の小児人口のうち、年間60-120人程度の発症頻度（小児人口10万人あたり、年間0.30-0.64人程度）と考えられています。

ワクチン接種は毎年たくさんのお子に行われるので、ウイルスなどの病原体の感染によるADEMや原因不明のADEMがワクチン接種後に発症する可能性もあり、ADEMがワクチン接種によるものかどうかの区別は困難です。

Q 9 現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を接種した場合に、副反応としてADEM（アデム、急性散在性脳脊髄炎）を発症した例は、何例くらいあるのですか？

従来使用されていたマウス脳由来の日本脳炎ワクチンの接種後には、70～200万回の接種に1回程度、ADEMが報告されることがあると考えられていました。

現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、平成24年11月1日～平成27年10月31日の3年間で、のべ約1206万回の接種がなされていると推計されています。同時期に、接種後にADEM（疑わしい症例を含む）を発症したとする副反応が、合計で13例報告されました。

Q10 万が一、日本脳炎の予防接種を接種したことで、重い副反応が起こった場合、補償はどうなっていますか？

予防接種法に基づく予防接種を受けたことによって副反応が起こり、健康被害※が起こったときには、被害を受けた方に対して「予防接種健康被害救済制度」によって、市区町村が医療費、医療手当の支給、障害児養育年金、障害年金の支給などを行います。支給を希望される場合は、市区町村に申請してください。

※健康被害の例

日本脳炎の予防接種を受けたことで副反応が起こり、医療機関で治療が必要になった場合や、生活に支障が出るような障害が残った場合など

予防接種健康被害救済制度による支給申請に関する詳しい情報
[厚生労働省のホームページ（予防接種健康被害救済制度）](#)

なお、予防接種法に規定されていない予防接種を受けた際に生じた健康被害については、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構による「医薬品副作用被害救済制度」を利用することができます。

詳しい情報はこちら

[医薬品医療機器総合機構のホームページ（医薬品副作用被害救済制度）](#)

自治体の方々へ

Q 1 1 積極的な勧奨差し控えなどの事情により接種機会を逃した方の場合、予防接種法に基づく接種は可能ですか？

はい、可能です。対象者などは以下のとおりとなります。

対象者：平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
内容：20歳になるまでの間、定期接種として実施することができます。

対象：平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた方。
内容：生後6カ月～90カ月または9歳以上13歳未満の方については、「予防接種実施規則附則第4条対象者の接種スケジュール」に基づき、定期接種として実施することができます。

Q 1 2 第1期の定期接種の不足分の回数を接種できるとのことですが、過去に、任意で接種を受けた場合も、再度接種をし直す必要があるでしょうか？

Q 1 1で示した措置は、積極的な勧奨の差し控えなどの事情によって、本来受けるべき回数のワクチン接種を受けられていない方に接種の機会を提供することを目的としています。

定期接種か任意接種かにかかわらず、過去に接種した回数の不足分を接種することが望ましいと考えられます。今後接種すべき回数については、医師と相談してください。

Q 1 3 従来使用していた「マウス脳由来日本脳炎ワクチン」で、過去に第1期の接種をしたことのある方が、現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」で残りの回数の接種を受けることは可能ですか？

はい、可能です。従来使用していたマウス脳由来日本脳炎ワクチンで、過去に第1期の接種をしたことのある方は、現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンで第1期の残りの回数や第2期の接種を受けることができます。

なお、このような場合について、平成22年度の厚生労働科学研究事業で、288人の接種前後の中和抗体価の測定が行われました。

この測定結果から、以前に「マウス脳由来日本脳炎ワクチン」の接種を行っていた人に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を接種しても、抗体価の有意な上昇が確認されました。また、ワクチン接種と関連がある重篤な有害事象は報告されませんでした。

日本脳炎の予防接種を受けるかの判断基準のご参考までに、国立感染症研究所のホームページ上に日本脳炎に関するQ & Aを掲載しています。

日本脳炎に関するQ & A

[国立感染症研究所のホームページ（日本脳炎とは）](#)

H19.4.2～H21.10.1生まれの者(実施規則附則4条の対象者)が6月から90月にある場合の対応 ※接種間隔については接種医とよくご相談ください。

● 第1期

① 平成22年3月31日までに1回のみ接種を受けた者(4条1項)

H22. 4. 1

90月に至った日



6日以上

接種不可

② 平成22年3月31日までに2回の接種を受けた者(4条1項)

H22. 4. 1

90月に至った日



6日以上

接種不可

③ 平成22年3月31日までに一度も接種を受けていない者(4条2項)

H22. 4. 1

90月に至った日



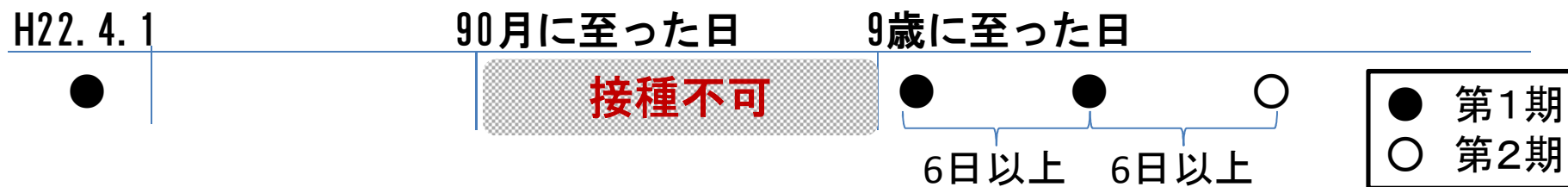
6日以上

6月以上

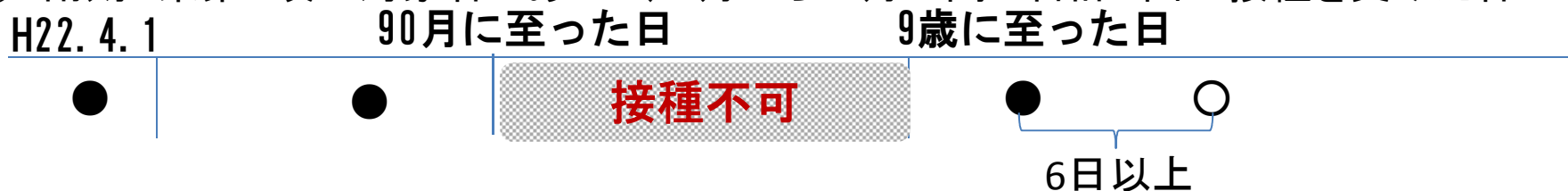
接種不可

H19.4.2～H21.10.1生まれの者(実施規則附則4条の対象者)が9歳に至った後の対応
(H28.4月1日以降) ※接種間隔については接種医とよくご相談ください。

① 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計1回の接種を受けた者



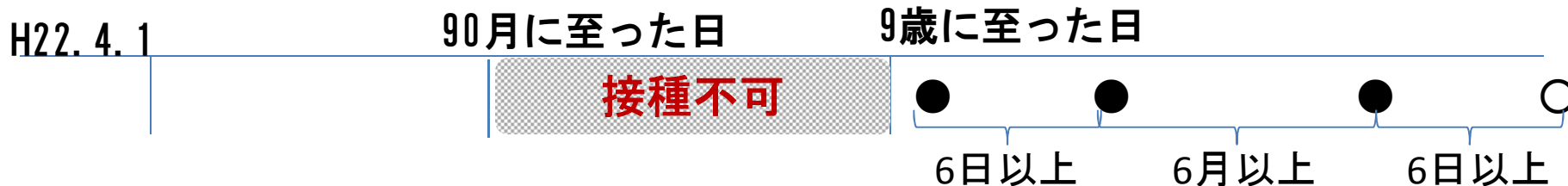
② 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計2回の接種を受けた者



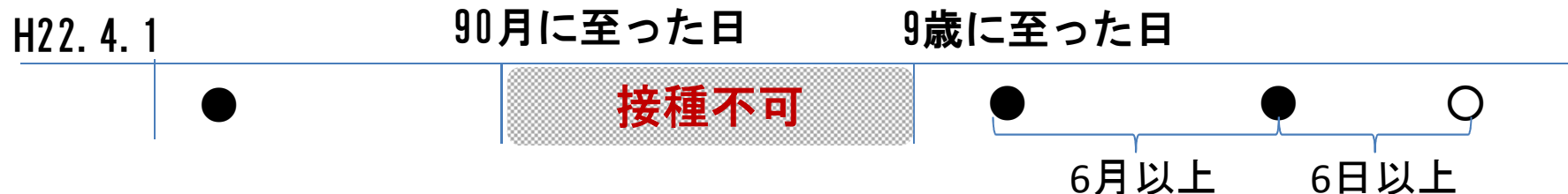
③ 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計3回の接種を受けた者



④ 附則4条第2項の対象者であって、6月から90月の間で一回も接種を受けていない者



⑤ 附則4条第2項の対象者であって、6月から90月の間で合計1回の接種を受けた者



⑥ 附則4条第2項の対象者であって、6月から90月の間で合計2回の接種を受けた者



※ 附則4条第2項の対象者であるが、6月から90月の間で合計3回の接種を受けた者
(実施規則十四条に基づいて接種を終えた者)



高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 接種費用の一部を公費で負担する 定期接種を開始!

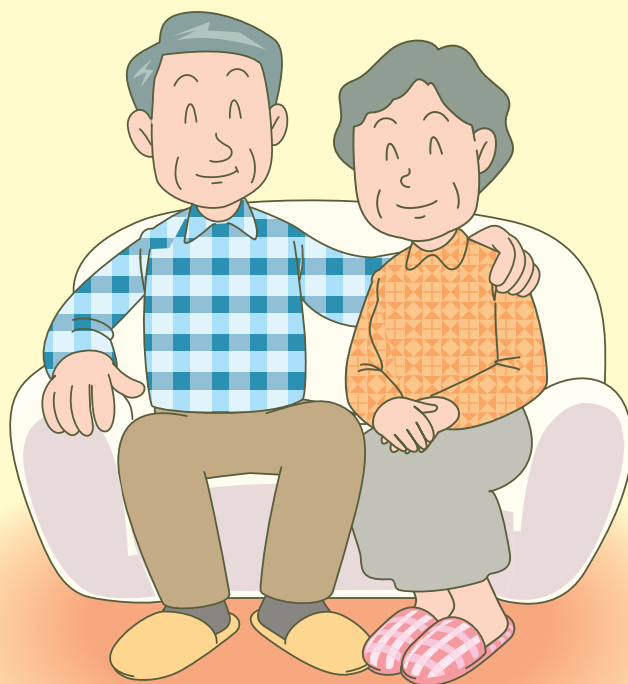
肺炎球菌とは

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎はわが国の死亡原因の第3位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

平成26年10月1日から 定期接種になりました

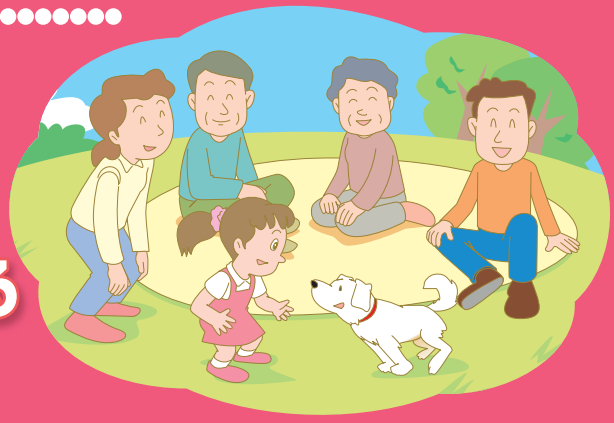
平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間に、主に65歳以上で裏面の生年月日に該当する方は、肺炎球菌ワクチンの定期接種を1回受けることができます。定期接種の対象となる方は毎年異なるため、この機会を逃さないようご注意ください。
くわしくは裏面をご覧ください。



詳細については、
お住まいの市区町村に
お問い合わせください。

医療機関名

高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 接種費用の一部を公費で負担する 定期接種を開始!



定期接種の対象者は毎年異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)は①もしくは②の方が定期接種の対象です。

対象者①(生年月日)

65歳となる方	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
70歳となる方	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
75歳となる方	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
80歳となる方	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
85歳となる方	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
90歳となる方	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
95歳となる方	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生
100歳となる方	大正5年4月2日生～大正6年4月1日生

対象者②

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン(一般名:23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックス NP)」は、そのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、平成25年には成人における侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約6割を占めるという研究結果があります。

※侵襲性感染とは本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方

「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は定期接種の対象とはなりません。また、新たに承認された「13価肺炎球菌ワクチン(一般名:沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、商品名:プレベナー 13)」は、平成28年4月1日時点では定期接種に使用できません。ただし「13価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある場合でも「23価肺炎球菌ワクチン」を定期接種することができます。

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。制度の利用を申しこむときは、お住まいの市町村にご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種 救済制度」で検索できます。